

# 令和4年度後期授業料免除(経過措置) について

授業料減免については、基本的に「修学支援新制度」に申請していただきますが、「新制度」が支援対象外または対象となっても免除額が従来の授業料免除制度による免除額を下回る学生に対し、経過措置として新制度との差額を免除します。

- 1. 対 象** 専攻科2年生（令和元年度に4年生以上だった方）  
新制度に対象外または、従来の免除額を下回る方  
前期に後期分も一括申請した方は除きます。
- 2. 提出書類** 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書  
各種証明書類 等
- 3. 締 切** 令和4年10月5日（水）17時